

認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業

運 営 規 程

特定非営利活動法人田万川地域サポート21

グループホーム めくもり

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人田万川地域サポート21が設置運営する指定認知症対応型共同生活介護事業及び指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業の運営及び利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とします。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する指定認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「指定認知症対応型共同生活介護」という）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとします。

- 2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講じます。
- 3 利用者的人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供します。
- 4 利用者とその家族に対し、サービス内容及び提供方法についてわかりやすく説明します。
- 5 提供するサービスの質の管理、評価を科学的手法の導入によって行い、常に介護の質の向上に努めます。

(事業所の名称)

第4条 事業所の名称は「グループホームめくもり」とします。

(職員の員数及び職務内容)

第5条 本事業所に勤務する職員の員数及び職務内容は次のとおりとします。

① 管理者 1名（常勤）

管理者は、業務の管理及び職員等の管理を一元的に行う。

② 計画作成担当者 1名（常勤兼務）

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。

③ 介護職員 7名以上（うち常勤1名以上）

（利用定員）

第6条 利用定員は、9名とします。

（サービスの内容）

第7条 指定認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとします。

- ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介助
- ② 日常生活上の世話
- ③ 日常生活の中での機能訓練
- ④ 相談、援助

（利用料等）

第8条 本事業が提供する指定認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告示上の額とします。

ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けます。

- ① 家賃 1, 100円～1, 500円/日（各部屋により異なる）
- ② 食材料費 1, 250円/日（朝食300円・昼食550円・夕食400円）
- ③ おやつ代 160円/日
- ④ 水道光熱費 550円/日
- ⑤ その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用の実費

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込みによって指定期日までに受けるものとします。

（入退居に当たっての留意事項）

第9条 指定認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援2及び要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とします。

- ① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ② 自傷他害のおそれがないこと。
- ③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居して頂く場合があります。

3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努めます。

（苦情処理）

第10条 利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者及び家族に対する説明、記録の整備等必要な措置を講じます。

(緊急時における対応策)

第11条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じます。

(非常災害対策)

第12条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講じます。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとります。

2 非常災害に備え、定期的に地域の協力機関等と連携を図り、避難訓練を行います。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待等の防止のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従業者に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族当高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

(身体拘束)

第14条 身体拘束がもたらす多くの弊害等を抑止するため、組織的に共通認識をもち、身体拘束をしません。

- 2 本人または他の利用者等の生命あるいは身体を保護するため緊急やむを得ず拘束をする場合は、身体拘束対策委員会で検討し、本人、家族の同意を得ることとします。
- 3 身体拘束は極めて限定的な措置とし、経過等を慎重に見守るとともに早期の回復に向けて取り組みます。
- 4 経過を記録します。

付 則 この規程は、平成18年12月1日から施行します。
この規程は、平成29年2月1日から施行します。
この規定は、平成30年5月1日から施行します。
この規定は、令和2年4月1日から施行します。
この規定は、令和4年4月1日から施行します。